

二本松市男女共同参画基本計画

令和5年度事業実施計画

二本松市

目 次

令和5年度事業実施計画の策定にあたって	・・・1
二本松市男女共同参画基本計画の基本的な考え方	・・・2
二本松市男女共同参画基本計画の体系	・・・4
事業実施計画	・・・5

令和5年度事業実施計画の策定にあたって

平成17年12月1日、新市の誕生と合わせ「二本松市男女共同参画推進条例」を施行しました。この条例に基づき、平成18（2006）年度から5年ごとに「二本松市男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)」を策定し、男女共同参画に関する施策を進めてまいりました。この基本計画は、現在、令和4年度～令和8年度の5年間の計画期間としています。

今日、女性の活躍が進んできていますが、社会の慣行や意識の中には、いまだに性に基づく男女の役割を固定的にとらえる考え方が根強く残っており、真の男女平等を阻害する要因となっています。また、少子化に伴う人口減少、高齢化社会や人生100年時代といった新たな社会の到来、そして新型コロナウイルス感染拡大により顕著となった「生理の貧困」や増加するドメスティック・バイオレンスなどの新たな課題の出現する中、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念でもある「誰一人取り残さない」持続可能な社会への取り組みと女性も男性もすべての個人が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することが求められています。

基本計画は、すべての市民が個人として尊重され、性別にかかわらず、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会を市民の皆さんと一緒に実現していくことを目指しています。

この度、基本計画に掲げた目標を具体的に推進していくため、令和5年度事業実施計画を策定いたしました。

目標の実現を目指し、各事業の着実な推進に努めてまいりますので、関係機関、団体、事業所をはじめ市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、事業によっては、開催時期や会場等が変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

令和5年6月

二本松市男女共同参画基本計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿

個性と人権、多様な生き方を尊重する男女共同参画社会

本市では、合併後に「二本松市男女共同参画推進条例」を制定し、性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、誰もが参画できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

2 基本理念

目指すべき姿「個性と人権、多様な生き方を尊重する男女共同参画社会」を実現するため基本理念を次の4つとします。前基本計画から掲げてきた基本理念を継承し、計画を推進していきます。

1 性別にかかわらず人権が尊重される社会

多様な性のあり方を認める意識づくりを進め、人権が尊重される社会づくり

2 個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ社会

市民一人ひとりの潜在的な可能性を引き出し、個性や能力が十分に発揮できる社会づくり

3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できる社会

ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方や生き方の選択ができる社会づくり

4 男女共同参画・女性活躍の推進による持続可能な活力ある社会

行政・経済・地域など、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画できる社会づくり

3 基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の向上

男女共同参画社会について、広く市民の理解・協力が得られるよう、県、市町村などの行政や多様な団体による広報・啓発を推進し、全市的な取り組みを目指します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が共に社会で活躍するため、誰もがその能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、各人の価値観を反映した多様なライフスタイルの実現を可能にする環境づくりを推進します。

基本目標Ⅲ 安全・安心で健やかな暮らしの実現

男女が互いの身体の特徴を理解し合い、相手を思いやる意識をもつとともに、健康状態に依りて的確に自己管理ができるよう啓発を行い、生涯を通じて健康に暮らせるよう、健康づくりを支援する環境づくりを進めます。

4 男女共同参画基本計画の体系



基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の向上

基本方針1 男女共同参画意識の普及・啓発

基本方策(1) 男女共同参画意識の普及・啓発の推進

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
1	「社会的性別（ジェンダー）の視点」の理解促進	<p>「社会的性別（ジェンダー）の視点」や性的少数者（セクシャル・マイノリティ）、LGBT について、すべての市民が関心をもち、理解を深めるように市ウェブサイトへの掲載により広報・啓発活動を推進する。あわせて、福島県男女共生センターが開催する事業のPRを積極的に行い、一人でも多くの市民の参加を促すことによって市民の社会的性別（ジェンダー）意識を高める。</p> <p>【事業計画】</p> <p>1 市ウェブサイトや広報紙への記事掲載（更新）随時</p> <p>2 福島県男女共生センター主催事業等のPR随時</p>	0	秘書政策課
2	「女性の権利」広報（人権）	<p>市広報紙への記事掲載、啓発事業等により、女性の権利に関する法律・制度を広報する。</p> <p>【事業計画】</p> <p>市広報紙等による女性の権利に関する制度等の啓発</p>	0	生活環境課
3	相談窓口及び救済機関の情報提供（人権）	<p>女性の差別や権利侵害に対する相談窓口や救済機関等の情報を市広報紙等により提供する。</p> <p>【事業計画】</p> <p>市広報紙による女性の差別等に関する相談窓口等を案内</p>	0	生活環境課
4	広報紙の表現適正化	<p>毎月の「広報にほんまつ」の編集にあたっては、男女共同参画に配慮した表現等の適正化の観点から点検を実施する。</p>	0	秘書政策課

基本方策(2) 学校教育における社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女平等教育の推進

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
5	社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女平等教育の推進	<p>人との交流を通して自分自身や他の人を見つめ、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んじ、人権尊重を基盤とした男女平等とお互いを尊重する心を醸成する。</p> <p>1 幼稚園における教育</p> <p>2 小・中学校における教育・学級活動、保健学習で、男女の平等、互いを尊重する気持ちを育てる学習を展開する。</p> <p>【事業計画】</p> <p>1 幼稚園における教育・男女仲良く遊ぼうとする運動遊び、集団遊びを実施し、その姿を積極的に価値付ける。</p> <p>2 小・中学校における教育・学級活動、保健学習で、男女の平等、互いを尊重する気持ちを育てる学習を展開する。</p> <p>・道徳の時間（道徳科）において、個性の伸長、男女平等、相互理解などの心情、態度を育てる指導を展開する。</p>	0	学校教育課
6	性別にとらわれない進路指導の推進	<p>児童生徒の発達段階や特性等を十分に考慮し体験活動等を行い、性別にとらわれない職業意識や自立した社会生活を営む力を育成する。</p> <p>1 小学校から中学校への進路指導</p> <p>2 中学校から高等学校への進路指導</p>	0	学校教育課

基本方針2 男女共同参画に関する家庭・地域での学びと協働の充実

基本方策(1) 家庭・地域における学習機会の充実

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
7	家庭教育学級・講座の開催と情報提供	<p>男女共同参画の視点に立った家庭のあり方を考える学習の機会を提供する。</p> <p>1 家庭教育学級・講座の開催</p> <p>2 男女が共に家事・育児に参加するための講座の開設</p>	355	生涯学習課

		3 市民団体への男女共同参画社会についての情報提供 【事業計画】 家庭教育学級の開催		
8	男女共同参画関連講座の開催	公民館が開催する講座の中で「男女共同参画」に関するカリキュラムを組んで意識の醸成を図る。 【事業計画】 市民大学セミナー・市民講座・高齢者学級の講座に男女問わず積極的に参加できるような講座を企画する。	2,153	生涯学習課

基本方策(2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
9	男性の講座参加促進	男性の意識改革を図るため、男女共同参画関連講座への男性の参加を促進する。 【事業計画】 男女問わず積極的に参加できるような講座を企画する。	2,153	生涯学習課
10	無償労働に対する理解促進	男女共同参画社会に向けて、市広報紙等により男女が有償労働と無償労働を共に担う必要があることを広報する。 【事業計画】 市ウェブサイトによる広報	0	秘書政策課
11	男女が共に参画する能力アップ実践講座（家事）	男女が共に参画し、家事能力の向上を図る。 【事業計画】 参加を促進するため休日にも家庭教育学級を開催する。	355	生涯学習課
12	男女が共に参画する能力アップ実践講座（育児）	男女が共に参画し、育児能力の向上を図るため、乳幼児健診・健康相談時の集団指導、個別相談及び事後訪問時の両親支援を行う。	12,303	健康増進課
13	男女が共に参画する能力ア	男女が共に参画し、育児能力の向上を図るため、子育てハンドブックの配布や祖父母手帳の配布	0	子育て支援課

	アップの取り組み（育児）	を行う。		
14	男女が共に参画する能力アップの取り組み（育児）	男女が共に子どもの読書活動に参画し、育児能力の向上を図る。 【事業計画】 ブックステップ事業（3歳児健診時の絵本読み聞かせ、3歳児及び4歳児への絵本の配布）えほんフェスティバルの開催）	1,072	生涯学習課
15	男女が共に参画する能力アップ実践講座（介護）	男女が共に参画し、介護能力の向上を図る。 【事業計画】 1 家族介護教室の開催 2 認知症サポーター養成講座の開催	77 137	高齢福祉課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本方針1 仕事と生活の調和

基本方策(1) 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
16	男性の育児・介護休業制度の利用促進（事業所向け）	男性が女性と共に家事・育児・介護に積極的に参画することによって、女性は働きやすく、安心して出産と育児ができるように、男性の育児・介護休業制度の利用促進啓発と、各事業所に対し男性が育児・介護休業制度を取得しやすい環境の整備について要請する。 【事業計画】 男性の育児・介護休業制度について周知し、取得促進のための職場環境整備に向けた啓発活動を行う。	0	商工課
17	次世代育成支援推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施	母性保護、育児休業、育児休暇などの各種制度の周知と、男性職員の育児参画及び女性職員活躍のための各種施策の推進を図る。 1 女性活躍推進法の施行に伴い、同法及び次世代育成支援推進法に基づく一体の特定事業主行動計画を策定・公表する。	0	人事行政課

		<p>2 母性保護、育児休業、育児休暇等の各種制度の周知</p> <p>3 男性職員の育児参画、育児休業取得の促進に係る周知</p> <p>4 女性職員の人材確保、育成、職場環境整備等の促進</p>		
--	--	---	--	--

基本方策(2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
18	延長保育等の促進	<p>乳児保育、延長保育、一時保育及び障がい児保育を進め、働きやすい環境の整備を推進する。</p> <p>【事業計画】</p> <p>1 乳児保育（生後6カ月）の実施（公立5カ所・私立13カ所）</p> <p>2 延長保育の実施（公立5カ所・私立13カ所）</p> <p>3 一時保育の実施（公立5カ所・私立7カ所）</p>	18,937	子育て支援課
19	一時預かり事業（幼稚園型）	<p>幼稚園の教育標準時間後の時間帯等における保育を実施することにより、保護者の子育てを支援する。</p> <p>【事業計画】</p> <p>1 公立幼稚園及び公立認定こども園で実施</p> <p>2 私立幼稚園及び私立認定こども園への対象経費補助</p>	10,300	子育て支援課
20	放課後児童健全育成事業	<p>放課後に保護者が家庭にいない世帯の子育てを支援するため「学童保育所」を設置運営する。</p> <p>◆二本松地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営1カ所（二本松北学童保育所） ・指定管理者 8カ所（二本松南、塩沢、岳下、原 瀬、安達太良、杉田、石井、大平学童保育所） ・民間開設 2カ所（同朋幼稚園、アフタースクールまゆみ） <p>◆安達地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営5カ所（油井第1・第2・第3、渋川、川崎学童保育所） ・民間開設 1カ所（ふくしまグリーンキャンパス） <p>◆岩代地域 直 営 1カ所（岩代学童保育所）</p> <p>◆東和地域 直 営 1カ所（東和学童保育所）</p>	144,985	子育て支援課
21	放課後子ども	放課後に子どもたちの安全・安心な居場所を設	2,515	生涯学習課

	教室推進事業	<p>け、地域住民やボランティアと共に学習、スポーツ及び文化活動等を実施する。</p> <p>【事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あだち子ども教室 ・とうわどんぐり教室 ・いわしろ子ども教室 ・おおだいら子ども教室 ・すぎた子ども教室 ・いしい子ども教室 		
22	ファミリーサポートセンター活動推進事業	<p>子育て中の家庭が安心して生活できる環境及び仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境を整備して児童福祉の向上を図る。</p> <p>【事業計画】</p> <p>地域における子育て支援活動を支援するため、ファミリーサポートセンター運営に要する経費の一部を助成する。</p>	6,309	子育て支援課
23	待機児童解消対策事業	<p>令和5年度において民間事業者への施設整備補助予定なし。</p>	0	子育て支援課
24	保育所保育料助成事業	<p>子育て支援のため保育所、こども園保育料及び副食費の無料化、一部助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子育て世帯の市外からの流入、定着を促す。</p>	27,822	子育て支援課
25	子ども医療費助成事業	<p>子育て支援の一環として、出生から18歳までの子どもの医療費の一部負担金等を助成し、子育て家庭の医療費負担の軽減を図る。</p> <p>【事業計画】</p> <p>出生から18歳までの子どもの医療費の一部負担金及び食事療養費定額負担分を助成する。</p>	205,923	国保年金課
26	高齢者福祉サービス	<p>介護者の負担を軽減するため、高齢者福祉サービスの利用推進を図る。</p> <p>【事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配食サービス 2 案内パンフレットの作成 3 地域包括支援センターの活用（家族に対する 	<p>12,676</p> <p>0</p> <p>116,314</p>	高齢福祉課

		指導、助言、サービス申請の受付)		
27	障がい者福祉サービス	<p>介護者の負担を軽減するため、障がい福祉サービスの利用促進を図る。</p> <p>【事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付サービス） ・障がい児給付事業（児童発達支援・放課後等デイサービス） ・地域生活支援事業 ・自立支援医療 ・補装具費の支給 ・在宅介護者支援事業（介護者激励金の支給） ・広報にほんまつへの記事掲載による周知 	<p>1,019,492</p> <p>243,400</p> <p>25,030</p> <p>27,820</p> <p>13,018</p> <p>600</p> <p>0</p>	福祉課
28	多様な形態の家庭への支援（手話通訳関係）	<p>障がい者及び障がい児が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた支援を行う。</p> <p>【事業計画】</p> <p>聴覚障がい者・児の意思疎通を援助する手話通訳の養成、支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者研修会の開催 ・手話奉仕員養成講座の開催 ・手話講習会の開催 	<p>60</p> <p>542</p> <p>102</p>	福祉課
29	多様な形態の家庭への支援（ひとり親家庭医療費助成事業）	<p>ひとり親家庭の福祉増進のため、医療費の一部を助成する。</p> <p>【事業計画】</p> <p>ひとり親家庭の医療費の一部を助成</p>	6,924	子育て支援課
30	男女の「出会いの場」を設ける事業	<p>結婚の意思・子どもをもちたい希望がありながら、相手にめぐり合えない独身の男女を支援するため、「出会いの場」を設け、結婚推進を図る。</p>	3,500	子育て支援課

		【事業計画】 ・婚活イベントの実施 ・事前講習会の実施 ・成果検証の実施		
31	結婚お世話役	少子化対策の一環として、結婚お世話役を設置し、市内に居住する結婚希望者の結婚推進を図る。 【事業計画】 ・研修会、結婚お世話役情報交換会及びお世話役の集いの実施	736	子育て支援課

基本方策(3) 職場における男女平等の実現

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
32	地域子育て支援センターの運営	子育ての不安や悩みについての相談や指導、育児講座の開催などを行う「地域子育て支援センター」を運営する。また、民間の子育て支援センターに対し補助を行う。 【事業計画】 子育て支援センター事業 （5カ所：二本松地域、安達地域（民設）、岩代地域小浜、岩代地域新殿・旭、東和地域） 1 育児相談の実施 2 子育てサークルの育成 3 保育資源の情報提供 4 親子教室の開催 5 育児の広場の開催 6 育児セミナーの開催 ※ センター間の情報交換	21,891	子育て支援課
33	労働に関する女性の基本的権利の広報・啓発	市広報紙に男女雇用機会均等法について掲載し法律の理解促進を図るとともに、雇用の場における女性に対する差別の禁止、妊娠・出産を理由とする解雇の禁止、セクシュアル・ハラスメントの防止、産前産後休業、母性健康管理などの労働条件を定めた「男女雇用機会均等法」の啓発を進める。 【事業計画】	0	商工課

		<p>1 男女雇用機会均等法のポイントやあらましについて周知し、法律の理解促進を図る。</p> <p>2 職場における女性の働く権利保護のため、男女雇用機会均等法のポイントやあらましについて啓発活動を行う。</p>		
--	--	---	--	--

基本方針2 女性人材の育成と経済的な地位の向上

基本方策(1) あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

整理番号	事業名	事業計画 (R5)	予算額 (千円)	担当課
34	女性指導者の育成	<p>福島県主催の各種事業等への参加を促し、女性指導者の育成に努める。</p> <p>【事業計画】 二本松市婦人団体連合会のリーダー育成や男女共同参画形成に関する学習のために補助金を交付する。</p>	280	生涯学習課
35	女性学級等の開催	<p>女性学級や市民大学セミナー等において社会的性別（ジェンダー）及び女性のエンパワーメントを高めるための学習を行う。</p> <p>【事業計画】女性自らが学習することで資質や能力の向上を図り豊かなライフワークの創造を促進する。</p>	1,187	生涯学習課
36	事業所等人材育成補助	<p>市内事業所等の優秀な人材の育成・確保を促進するために、研修受講費の一部を補助する。</p> <p>【事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加型（中小企業大学校、福島県産業振興センター等の実施する各種研修の受講） ・開催型（事業者が企画し開催する研修） 	1,000	商工課

基本方策(2) 女性の労働に対する適正な評価と支援

整理番号	事業名	事業計画 (R5)	予算額 (千円)	担当課
37	自営業就業女性の労働条件改善と団体育	<p>自営業女性就労者の労働条件を改善するための啓発と女性団体の育成を行う。</p> <p>【事業計画】</p>	0	商工課

	成	二本松商工会議所女性会、あだたら商工会女性部等と連携し、啓発活動を行う。		
38	農業就業女性の労働条件改善と団体育成	<p>「家族経営協定」の推進を含め、農業女性就労者の労働条件を改善するための啓発と女性団体の育成を行う。</p> <p>【事業計画】 農家世帯の女性の労働条件改善のための各種研修、意見交換、交流事業を推進するとともに、農産物加工品等の販売等の支援を通じ、経済的自立を支援するため、生活研究グループ及び農業女子団体の活動に対して、引き続き活動助成、事業支援を行う。</p>	120	農業振興課
39	農村女性の地位向上支援	<p>家族経営協定の推進により、家庭内職場での経営改善計画策定の話し合いへの参画機会を確保し、農業経営への女性の参画を促進する。また、生活改善等各種研修機会の提供や活動の支援を行う。</p> <p>【事業計画】 認定農業者の共同申請を推進するため、既認定者のうち夫婦協働世帯について、共同申請への変更を推奨する。また、5年の認定満了時の再認定申請にあたっては、可能な限り、共同申請への移行を推奨する。各種研修会への参加など、情報の提供に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットによる周知活動 ・県家族経営協定セミナー 参加周知 	0	農業振興課

基本方策(3) 女性の経済的自立の促進

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
40	女性の就業相談会、求人情報の提供	<p>女性の就業機会を拡大するため、関係機関と連携し就業相談会や求人に関する情報の提供を行う。</p> <p>【事業計画】 ハローワーク二本松と連携し、求人に関する情報の提供（毎週発行）を行う。</p>	0	商工課

基本方針3 意思決定過程における女性の参画の推進

基本方策(1) 公的分野における女性の参画の促進

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
41	女性委員の登用促進	市の行政審議会、委員会等における女性委員の構成比率 30%以上を目標に、庁内への取り組み要請を行う。 【事業計画】 庁内への取り組み要請。現状を公開し、次期改選時期において改善を要請する。	0	各課
42	広聴制度の利用促進	【事業計画】 機会を捉えて男女共同参画の趣旨を踏まえ広聴制度を周知し、より一層意見・提言が提出されるように利用促進を図る。	0	秘書政策課
43	女性職員の採用と登用促進	市職員の採用にあたっては、男女の機会の均等を確保する。また、女性職員の職域拡大及び能力開発に配慮し、管理職への登用を促進する。 1 市職員採用に係る男女機会均等の確保 2 女性職員の職域拡大の検討 3 研修等を活用した女性職員の能力開発 4 女性職員の管理職への登用	0	人事行政課

基本方策(2) 企業、団体、地域等における女性の参画の推進

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
44	組織・団体のトップへの女性の登用	男女共同参画社会の形成に向け、PTA・保護者会・行政区を含め、可能な限り組織・団体のトップへの女性の登用の機運を醸成する。【事業計画】 市ウェブサイトへ記事を掲載し、各種組織・団体のトップへの女性の登用を推進する。	0	各課
45	女性登用促進のための啓発活動推進	企業・事業所において女性の管理・監督者への登用を促進するための啓発活動を推進する。 【事業計画】 企業・事業所において女性の管理・監督者への登用を促進するための啓発活動を推進する。	0	商工課
46	地域活動の意	女性や子ども・高齢者にとって、より安全で住み	0	秘書政策課

思決定過程への女性の参画促進啓発	<p>良い地域社会づくりを進めるため、自治会、防犯、防災等あらゆる分野における地域活動の意思決定の場への女性の参画を促進する。</p> <p>【事業計画】 市ウェブサイトでの啓発</p>		
------------------	---	--	--

基本方針4 国際社会における男女共同参画の推進

基本方策(1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
47	海外派遣事業	<p>国際理解と広い視野に立った判断力を培い、地域社会において積極的に活動のできる人材を育成するため、市民を海外に派遣する。</p> <p>【事業計画】 令和5年度「市民の翼」派遣事業中止</p>	16	秘書政策課
48	国際留学金支給事業	<p>国際相互理解と国際友好を促し、将来、国際的な視野に立ち活躍する人材の育成と国際交流の推進に寄与することを目的とし、海外に留学する若者に国際留学奨学金を支給する。</p> <p>【事業計画】 イエール大学、ダートマス大学へ留学する25歳未満の方へ奨学金を支給 ・長期留学（科目履修等） ・短期留学（語学クラス等）</p>	1,500	秘書政策課

基本方策(2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
49	定住外国人支援事業	<p>誰もが地域で必要な支援を受け、自立した生活が営める環境整備として、定住外国人支援ガイドブックの配布等を行い、定住外国人の支援を図る。</p> <p>【事業計画】 定住外国人支援ガイドブックの配布</p>	0	秘書政策課
50	インバウンド誘客促進事業	<p>台湾をはじめ海外からの誘客を推進するため、情報の発信と受入体制の整備を図る。</p>	1,000	観光課

	<p>1 多言語対応のウェブサイトやガイドマップシステム導入</p> <p>2 多言語対応パンフレット（英語・簡体語・繁体語・ベトナム語等）</p> <p>※簡体語：主に中国本土で使用、繁体語：主に台湾で使用</p>		
--	--	--	--

基本目標Ⅲ 安心・安全で健やかな暮らしの実現

基本方針1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

基本方策(1) 男女間における暴力の根絶に向けた取り組みの推進

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
51	男女間における暴力の根絶に向けた啓発	<p>配偶者暴力防止法やDV防止に関する広報・啓発を行うとともに、国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」（11月25日）に連動した国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において実施する。また、高齢者への虐待防止の啓発活動を行う。</p> <p>【事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市広報紙による広報 2 市ウェブサイトによる広報 3 関係機関との連携 	0	健康増進課
52	男女間における暴力の根絶に向けた啓発	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）やDV防止に関する広報・啓発を行う。また、高齢者への虐待防止の啓発活動を行う。</p> <p>【事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市広報紙による広報 2 市ウェブサイトによる広報 3 関係機関との連携 	0	福祉課
53	男女間における暴力の根絶に向けた啓発	<p>配偶者暴力防止法やDV防止に関する広報・啓発を行うとともに、関係機関が連携した支援を行う。</p> <p>【事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市広報紙による広報 2 市ウェブサイトによる広報 	0	子育て支援課

		3 関係機関との連携		
54	男女間における暴力の根絶に向けた啓発	<p>配偶者暴力防止法やDV防止に関する広報・啓発を行うとともに、国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」(11月25日)に連動した国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において実施する。また、高齢者への虐待防止の啓発活動を行う。</p> <p>【事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市広報紙による広報 2 市ウェブサイトによる広報 3 関係機関との連携 	187	高齢福祉課
55	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	<p>セクシュアル・ハラスメントは、対象となった個人の名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するものである。また、能力発揮を妨げるとともに、日常生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為であることから、防止に向けた広報・啓発を行う。</p> <p>【事業計画】</p> <p>防止に向けた広報・啓発を行う。</p>	0	生活環境課
56	性暴力等の防止活動	<p>セクシュアル・ハラスメントが犯罪であることを再認識するよう広報活動を展開する。また、関係機関との連携を図りその防止に努める。なお、人権擁護委員に積極的に女性を推薦し女性が相談しやすい体制を整える。</p> <p>【事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市広報紙に、人権擁護委員の活動、仕事を掲載 2 広報等によるセクシュアル・ハラスメント防止活動 3 人権啓発活動の推進、人権相談所、行政相談所の開設 	569	生活環境課
57	性犯罪・売買春防止のための防犯活動促進	<p>市広報紙への啓発記事の掲載、地域安全パトロール隊や少年センター補導委員等による防犯啓発活動、市内巡回パトロールなどによりその防止に努める。</p>	264 602	生活環境課 生涯学習課

		【事業計画】 1 補導委員等による地域安全パトロール（毎週2～3回 夜間巡回パトロール） 2 ピンクビラ等除去活動 一戸一灯防犯活動 3 市広報紙への防犯啓発記事掲載		
58	相談体制の充実（人権）	人権擁護委員等関係機関との連携を密にし、相談体制の充実を図る。 【事業計画】 人権擁護委員と連携した相談活動の実施	0	生活環境課
59	相談体制の充実（民生委員・児童委員）	民生委員・児童委員と連携した相談活動を実施する。 【事業計画】 民生委員・児童委員と連携した相談活動の実施	5,514	福祉課
60	相談体制の充実（家庭児童相談員）	福島県男女共生センター相談室、児童委員、家庭児童相談員等関係機関との連携 【事業計画】 家庭児童相談員と連携した相談活動の実施	161	子育て支援課

基本方針2 生涯を通じた男女の健康支援

基本方策(1) 性と生殖に関する健康・権利の増進

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
61	「性と生殖に関する健康・権利」の理解促進	男性も女性もお互いの性を理解し、尊重し合える社会の形成と、子どもを産む、産まない、産む間隔などの家族計画について、女性が自発的に決めることができる権利の社会的理解を促進するための広報を行う。また、安心して出産と育児をするため、新しく父親母親になる方を対象にした両親学級を開催する。なお、出産後には家庭訪問による家族計画等の指導を行う。 1 両親学級の開催 2 出産後の家庭訪問実施 3 育児不安に悩む保護者への支援 4 不妊に悩む夫婦で、特定不妊治療を行った方に対し、治療費の補助を行う。	10,162	健康増進課

		5 産後ケア事業 6 子育て支援アプリの配信		
62	生徒指導力の向上及び性教育の推進	市内各中学校2学年を対象として、産婦人科医による性教育教室を実施し、男女が互いの性を尊重できるよう人間教育を行う。 【事業計画】 産婦人科医による性教育教室の実施	140	学校教育課

基本方策(2) 生涯を通じた母性の健康保持・増進

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
63	妊婦健康診査事業	妊婦に対して健康診査費を補助することにより、妊婦が安全に安心して出産ができるよう支援する。 【事業計画】 妊婦健康診査費用の助成（1人あたり15回分）及び産後2週間健診、産後1か月健診の実施	44,434	健康増進課
64	不妊治療費助成事業	特定不妊治療、一般不妊治療に係る費用補助を行うとともに、不妊に関する相談・啓発等を実施する。 【事業計画】 1 不妊治療助成 2 不妊相談 3 啓発活動	7,756	健康増進課
65	出産時交通費助成事業	市内において分娩ができる施設がないことから、出産時に医療機関までの移動にかかる経費を助成することにより、安心して妊娠出産ができるよう支援を行う。 【事業計画】 出産時の緊急用タクシー	1,000	健康増進課
66	産後ケア事業	出産後の産婦の身体的な回復の支援、乳児の状況に応じた育児支援、育児に対する不安のある産婦の心理的支援のために助産師が施設での宿泊ケアや日帰りケア、または訪問による訪問ケアを実	2,851	健康増進課

		<p>施する。</p> <p>1 対象 下記のすべてに当てはまる産婦と原則 1 歳未満の乳児 (1)市民 (2)産婦の体調不良や育児不安等がある (3)医療行為が必要でない方</p> <p>2 利用期間 宿泊ケア事業 7日以内 日帰りケア事業と訪問ケア事業をあわせて 7日以内</p>		
67	子育て支援アプリ事業	<p>核家族化や地域コミュニティの希薄化により子育て家庭を取り巻く環境は変化し、孤立による育児不安や負担感が大きくなっている。このため、メールにより切れ目の無い育児情報や母親のメンタルヘルスに関する情報を届けることで、母親の心に寄り添い、育児不安、産後うつ、乳幼児虐待などの予防・解消に努める。</p> <p>【事業計画】</p> <p>1 配信対象 妊娠初期から3歳の誕生日まで</p> <p>2 配信回数 (1)妊娠期（妊娠4週0日から41週6日まで）：毎日 (2)出産後（3歳誕生日まで） ①100日目まで：毎日 ②1歳時：3日ごと ③2歳時：週1回程度 ④3歳時：月2回程度</p>	0	健康増進課
68	出産・子育て応援事業	<p>安心して出産・子育てができるよう面談等で必要な支援につなぐ伴走型支援と併せて妊娠届出や出生届出後に経済的支援として出産・子育て応援給付金を支給する。</p> <p>出産応援給付金（妊娠届出後） 5万円 子育て応援給付金（出産後） 5万円</p>	22,500	健康増進課
69	(仮称)子育て応援ママヘル	<p>妊娠期又は出産後において、核家族等で必要な家事支援を受けにくい妊産婦に家事ヘルパーを派</p>	148	健康増進課

ブ事業	遣し、子育てしやすい環境を整える。		
-----	-------------------	--	--

基本方針3 男女共同参画の視点に立った防災対策

基本方針(1) 防災分野における男女共同参画の推進

整理番号	事業名	事業計画（R5）	予算額（千円）	担当課
70	女性防火クラブの育成・強化と女性消防団員の防災への参画推進	女性防火クラブが地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動を行えるよう、日頃から防災知識の普及啓発や防災訓練等を実施する。また、女性消防団員を募集し、消防団・消防署が行う主要行事への参加、火災・防災に対する啓発・広報活動などでの活躍を推進することで、防災等への女性の参画を推進する。	613	生活環境課
71	女性団体等の防災・復興への参画推進	防災・復興に関し、意思決定の場において女性団体等との連携を図るとともに、女性の参画を推進する。	186	生活環境課